

## VFM評価結果の公表等に関するアンケート調査結果

## &lt;送付及び回答の状況&gt;

● 送付事業数	287 事業
平成 19 年 12 月までに実施方針を公表した事業のうち、PFI断念、事業中止等のものを除いた事業	
● 回答事業数 (回収率)	165 事業 ( 57.5%)
● 事業実施主体別	
①国	
・事業数	39 事業
・回答数 (回収率)	28 事業 ( 71.8%)
②地方公共団体(事務組合含む)	
・事業数	218 事業
・回答数 (回収率)	122 事業 ( 56.0%)
③独立行政法人等	
・事業数	30 事業
・回答数 (回収率)	15 事業 ( 50.0%)
※国とその他の主体の合同事業は、国の事業として整理	

## 1. 特定事業選定時のVFM評価結果の公表について

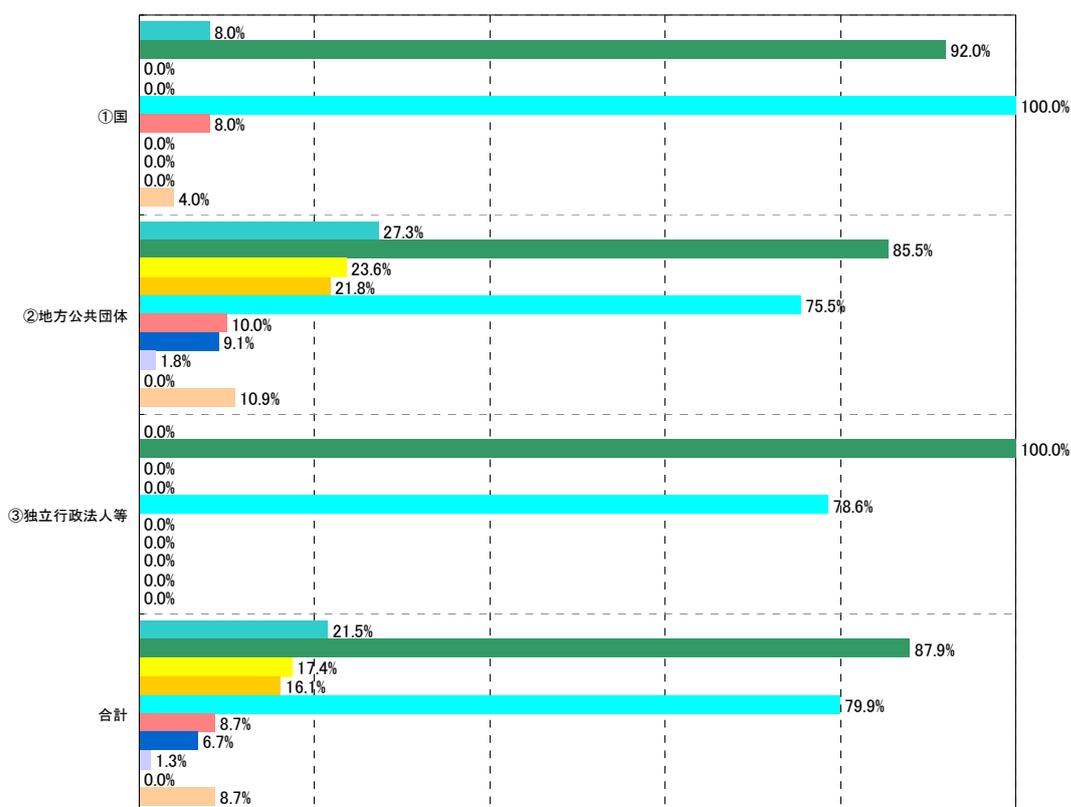
### ① 特定事業選定時のVFM評価結果の公表項目

- 特定事業選定時においては、「VFMの率」については9割弱、「割引率」については8割が公表したとしているが、それ以外の項目については、公表したとしている事業は2割程度ないしそれ未満である。
- 地方公共団体の事業においては、「VFMの額」、「PSC」、「PFI-LCC」についても、公表したとしている事業が2～3割程度ある。
- 今後公表が可能と考える項目については、実際に公表しているより多くの項目について公表可能とした事業が多い。特に地方公共団体の事業は、「VFMの額」、「PSC」、「PFI-LCC」の公表に対して半数程度が可能としている。

### 【アンケート結果】

#### (1) 特定事業選定時に公表した項目（複数回答）

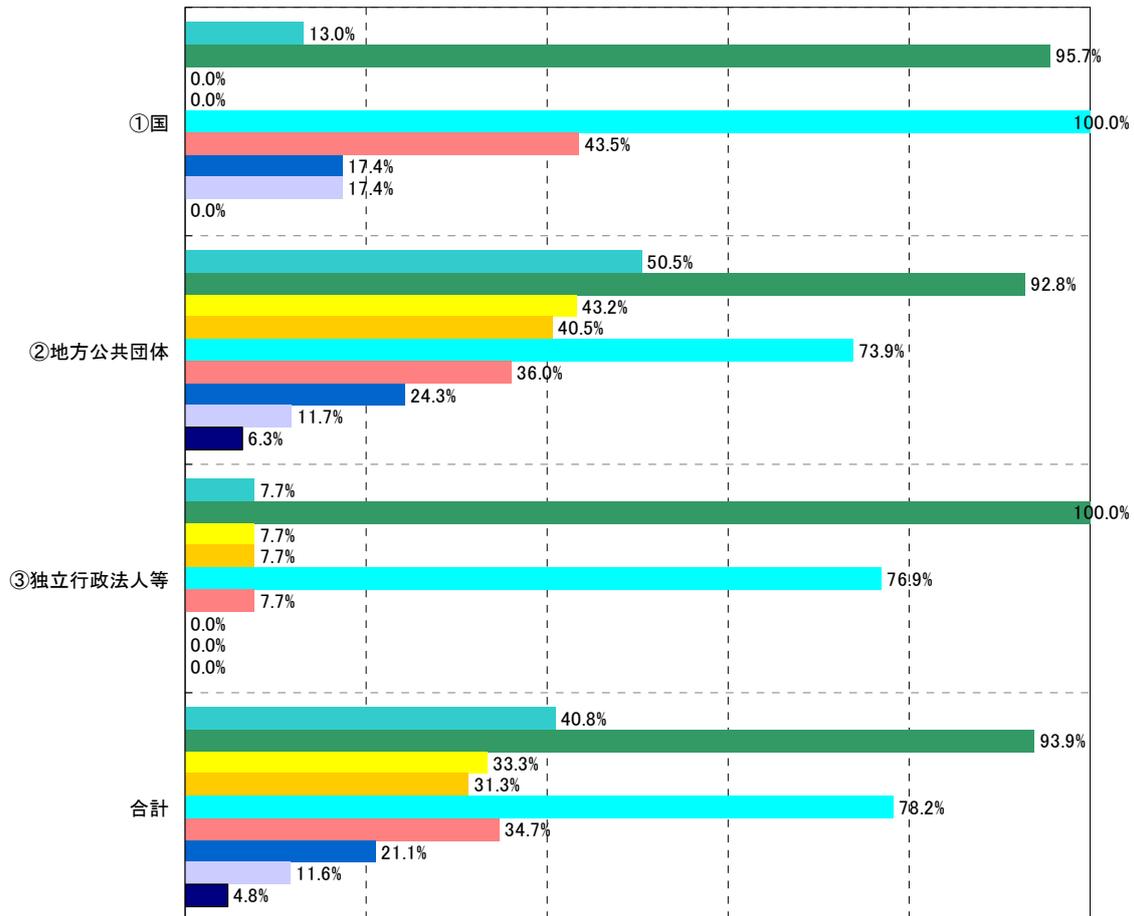
区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	25	110	14	149



■ ア.VFMの額	■ イ.VFMの率	■ ウ.PSC	■ エ.PFI-LCC
■ オ.現在価値への割引率	■ カ.割引率の設定根拠	■ キ.一定比率	■ ク.一定比率の設定根拠
■ ケ.いずれも公表していない	■ コ.その他		

(2) 今後特定事業選定時に公表可能と考えられる項目（複数回答）

区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	23	111	13	147



ア.VFMの額	イ.VFMの率	ウ.PSC
エ.PFI-LCC	オ.現在価値への割引率	カ.割引率の設定根拠
キ.一定比率	ク.一定比率の設定根拠	ケ.その他

## ② PFI-LCCの算定方法について

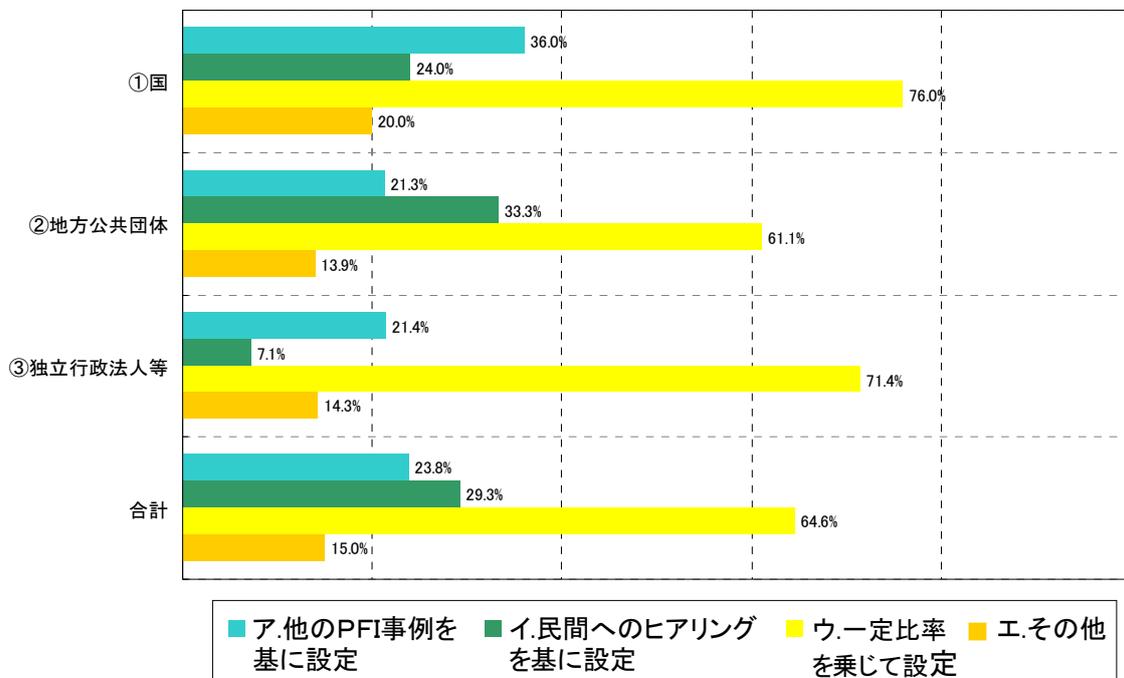
- PFI-LCCの算定方法については、一定比率※を用いたとしている事業の割合が6割以上となっている。
- 算定方法の公表については、国の事業では公表したとしている割合が6割に達しているが、地方公共団体の事業では6割以上が、独立行政法人等の事業では9割以上が公表していないとしている。
- 今後の算定方法の結果公表の可能性については、公表していない比率の高い地方公共団体の事業についても、7割近くが可能としている。

※PFI方式で実施した場合の各費用と従来方式で実施した場合の各費用を比較し、PFI方式で実施した場合に一定の比率で各費用の削減が見られるものと想定する場合の当該比率を指す。

### 【アンケート結果】

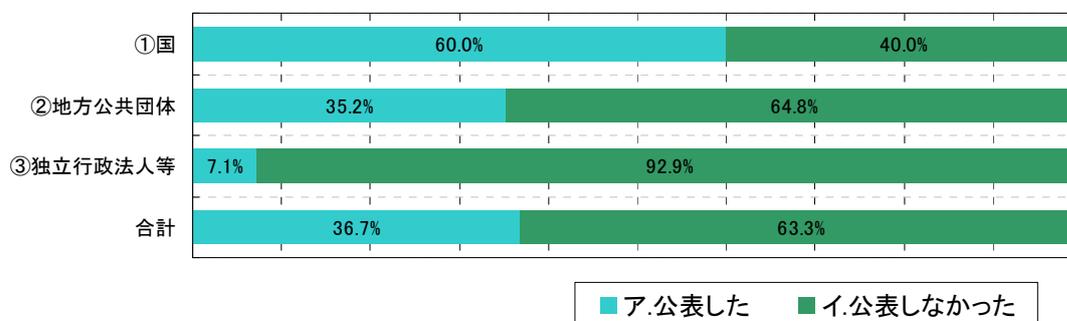
#### (1) PFI-LCCの算定方法（複数回答）

区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	25	108	14	147



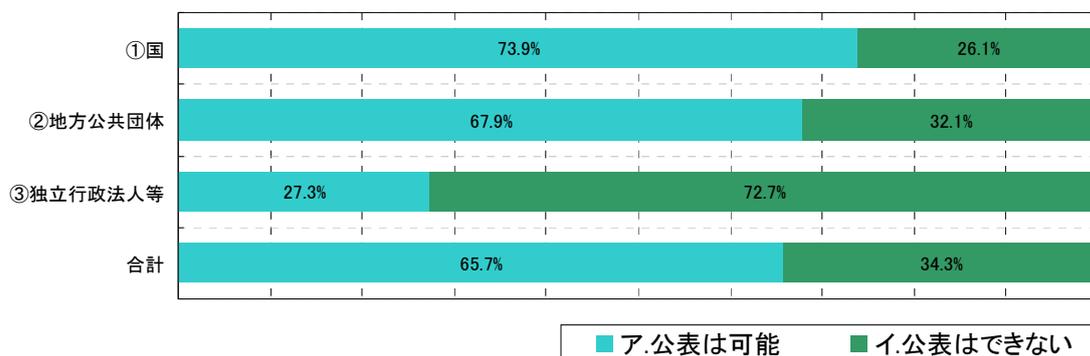
(2) PFI-LCCの算定方法の公表

区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	25	108	14	147



(3) PFI-LCCの算定方法公表の可能性

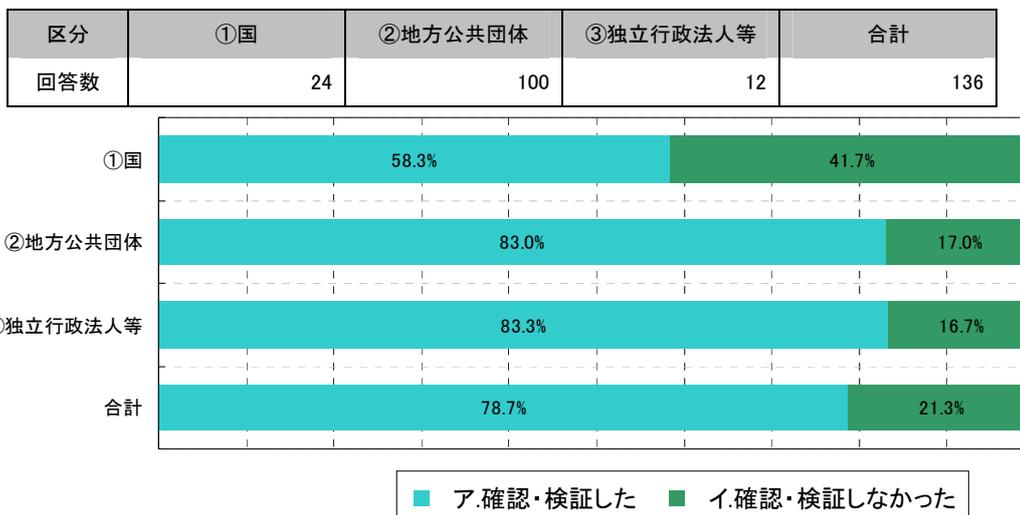
区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	23	106	11	140



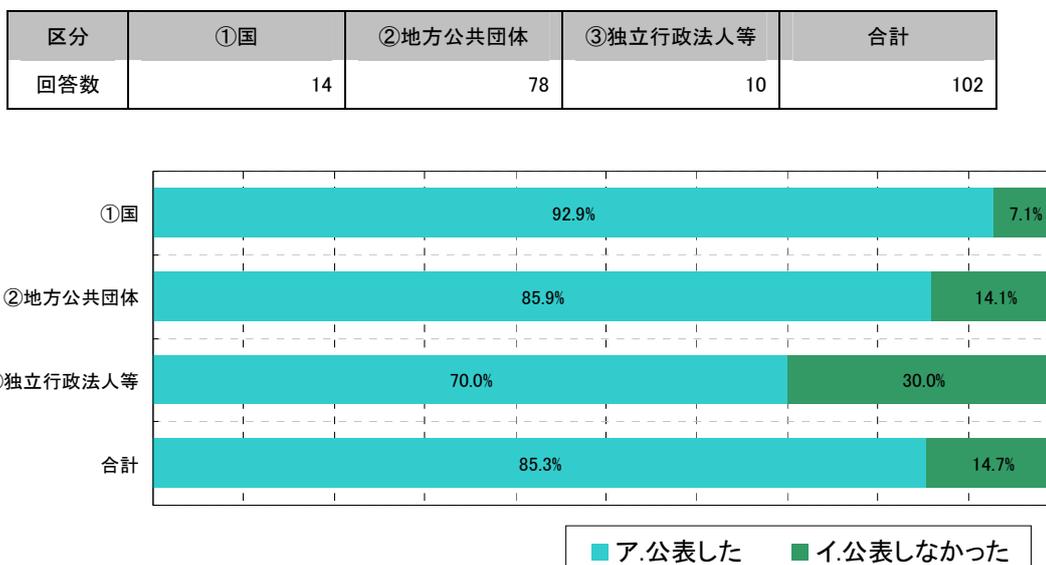
## 2. 事業者提案のVFM公表について

- 事業者提案のVFMについて、確認・検証を行った事業の割合は全体で8割近くに達しており、公共施設等の管理者等別にみても全て過半数となっている。
- 確認を行ったとした事業のうち、事業者提案のVFMについては全体で8割以上が公表したとしており、公共施設等の管理者等別にみても、全て7割以上の事業において事業者提案のVFMを公表したとしている。
- 公表内容としては、国、独立行政法人等の事業では、「VFMの率」については全て、「事業者提案の金額」については約7割が公表したとしているものの、それ以外についてはほとんど公表されていない。その一方、地方公共団体の事業では、「VFMの額」及び「PSC」について公表したとしている事業が過半数となっているほか、その他の項目についても公表しているものが多い。

### (1) 事業者提案VFMの確認・検証

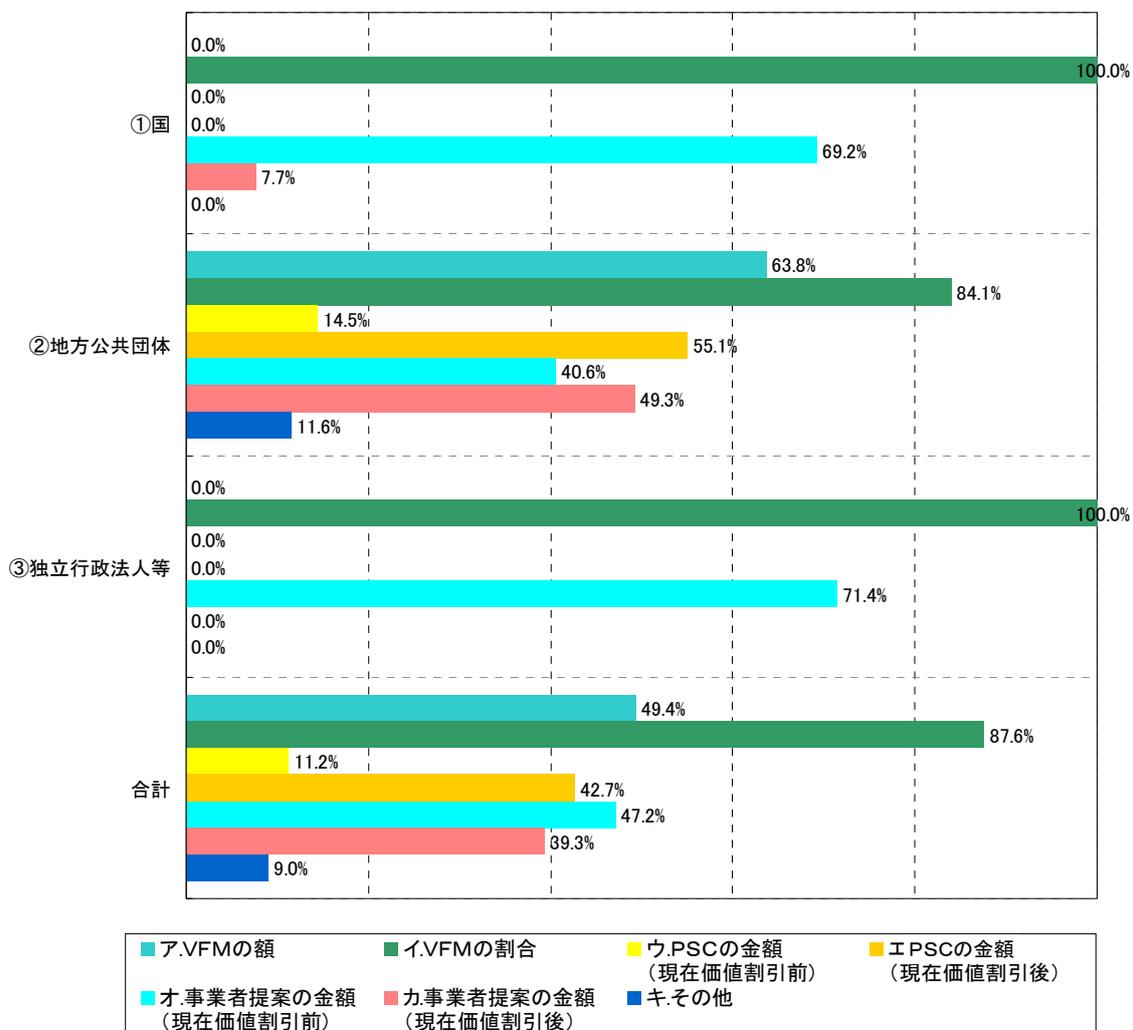


### (2) 事業者提案VFMの公表〔(1)で確認・検証をしたと回答した事業に対する質問〕



(3) 事業者提案VFMの公表内容（複数回答）

区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	23	106	11	140

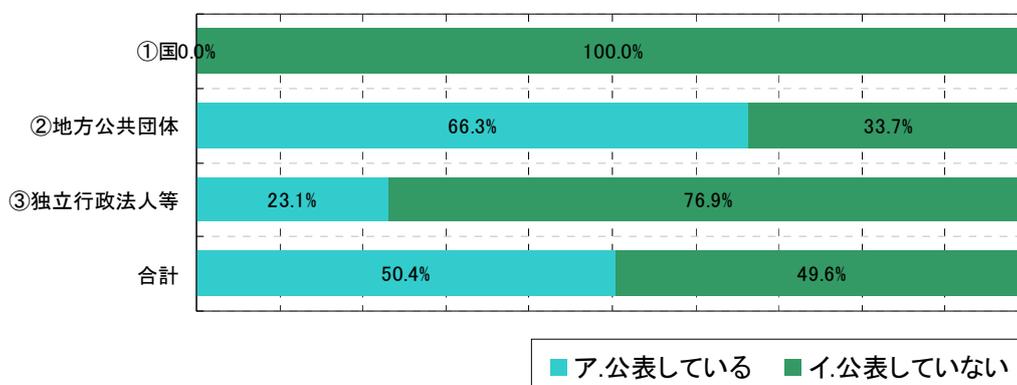


## 予定価格等に関する事項について

- 地方公共団体の事業においては、入札前に PFI 事業における予定価格を公表しているとした割合が7割弱に至っている。
- 国の場合は事業者選定後に公表している割合は半数となっている。

### (1) PFI 事業における予定価格の公表

区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	24	98	13	135



### (2) 予定価格の事後公表 [(1) で公表していないと回答した事業に対する質問]

区分	①国	②地方公共団体	③独立行政法人等	合計
回答数	22	33	12	67

